

# 保険者への調査権限の付与について

平成24年11月16日  
厚生労働省保険局

# これまでの当部会における議論について

## 1. 不正請求の疑いのある事例

- ①資格取得当初から標準報酬が最高等級に当たるような報酬月額を届け出た上で、あるいは、  
②資格取得後すぐに報酬月額を変更し、標準報酬が最高等級となった上で、即座に傷病手当金の支給申請を行うケース。

## 2. これまでの当部会における議論について

- こうした不正請求の疑いがある事例への対応方策に関し、当部会では、平成22年、平成23年に以下のようなご意見をいただいた。

### <医療保険部会における主な意見（平成22年及び平成23年）>

- 事業主への質問・調査については、円滑に審査に御協力いただく観点から、できるだけ法律上の根拠を置いて明確にしていきたい。
- 協会けんぽからの質問・調査に対する協力ということについては、何か法的な根拠があった方がいいのではないかと思いますので、更にそれを検討していただきたい。

- こうしたご意見を踏まえて、昨年の議論の整理においては、以下の通りとりまとめられた。

### <議論の整理（平成23年12月6日社会保障審議会医療保険部会）>

#### 6. 給付の重点化・制度運営の効率化

（現金給付（傷病手当金）の見直し）

- また、不正請求の防止に加え、保険者機能の強化の観点から、事業主への質問・調査権限の法律上の明確化を検討すべきである。

## 保険者への調査権限の付与について (見直しの方向性)

- 近年、事業主が被保険者と共謀して、実際に支払った報酬よりも不正に高い報酬月額を届け出た上で、傷病手当金を不正請求するなど、事業主による不正事案が発生している。
  - こうした不正事案が発生した場合、厚生労働大臣は、行政権限として事業主に対して立入調査を行う権限を有している。しかし、この立入権限については、現行法上、日本年金機構に対しては委任されているが、保険給付を行う保険者に対しては委任されていない。
  - そこで、傷病手当金等の不正受給を防止する観点から、日本年金機構とほぼ同一の組織形態である協会けんぽに対して、立入権限を委任する方向としてはどうか。
- ※ 健保組合については、役員の任命・解任に際し、厚生労働大臣が関与できないなど、組織形態が協会けんぽとは異なるため、行政権限の付与は法制的観点から難しい。

### <現行制度>

	<b>事業主への 立入調査権限</b>
協会けんぽ	厚生労働大臣（198条） ※日本年金機構に行政権限を委任 （大臣が行うことも可能）



### <改正案>

	<b>事業主への 立入調査権限</b>
協会けんぽ	厚生労働大臣（198条） ※日本年金機構に行政権限を委任 （大臣が行うことも可能） <b>→協会けんぽにも保険給 付に関して行政権限を委 任</b>

## 參考資料

# 健康保険法における保険者等の事務（適用・徴収・給付）について

## （資格得喪の確認）

条項	権限の行使者	
	協会けんぽ	健保組合
第39条1項等	×（※厚生労働大臣）	○

（※）厚生労働大臣は資格得喪事務を日本年金機構に委任している。

## （標準報酬月額及び標準賞与額の決定）

条項	権限の行使者	
	協会けんぽ	健保組合
第41条1項等	×（※厚生労働大臣）	○

（※）厚生労働大臣は標準報酬月額及び標準賞与額の決定事務を日本年金機構に委任している。

## （保険料の徴収）

条項	権限の行使者	
	協会けんぽ	健保組合
第155条1項等	×（※厚生労働大臣）	○

（※）厚生労働大臣は徴収事務を日本年金機構に委託している。なお、滞納者に係る保険料の徴収については、協会けんぽに徴収事務を行わせることができるとされている。

## （保険給付）

条項	権限の行使者	
	協会けんぽ	健保組合
第63条1項等	○	○

## 参照条文

### ○ 健康保険法（大正11年法律第70号）（抄）

（立入検査等）

第九十八条 厚生労働大臣は、被保険者の資格、標準報酬、保険料又は保険給付に関して必要があると認めるときは、事業主に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員をして事業所に立ち入って関係者に質問し、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 （略）

（機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任）

第二百四条 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務（第八十一条の三第一項の規定により協会が行うこととされたもの及び前条第一項の規定により市町村長が行うこととされたものを除く。）は、日本年金機構（以下「機構」という。）に行わせるものとする。ただし、第十八号から第二十号までに掲げる権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

一～十八 （略）

十九 第九十八条第一項の規定による命令並びに質問及び検査（健康保険組合に係る場合を除く。）

二十・二十一 （略）

第二百八条 事業主が、正当な理由がなくて次の各号のいずれかに該当するときは、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一～四 （略）

五 第九十八条第一項の規定による文書その他の物件の提出若しくは提示をせず、又は同項の規定による当該職員（第二百四条の五第二項において読み替えて適用される第九十八条第一項に規定する機構の職員を含む。次条において同じ。）の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。